

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
貨物自動車運送事業者行政処分等状況	・・・ 6

令和7年8月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 鹿沼観光バス（法人番号：9060002019941） 代表者 増渕 孝一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県鹿沼市西茂呂4-13-17 (本社営業所) 栃木県鹿沼市茂呂45-7
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	令和7年3月17日及び令和7年3月18日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼の記録保存義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(5)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	大谷商事有限会社（法人番号：1013102007563） 代表者 大谷 由紀子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都西多摩郡檜原村3414 (本社営業所) 東京都西多摩郡檜原村3414
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社東松山交通（法人番号：6030002096210） 代表者 齋藤 隆行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県東松山市本町2-2-36 (本社営業所) 埼玉県東松山市本町2-2-36
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社あおば交通（法人番号：3070001002176） 代表者 高嶺 寧規
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県前橋市下石倉町27-2 (前橋営業所) 群馬県前橋市下石倉町27-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第69条
(6) 違反行為の概要	令和7年6月4日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)書類の適切管理義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250701	株式会社 埼玉警根(法人番号8030001074909)代表者:荒木 由紀子	埼玉県川口市緑町8-24 毎日新聞 首都圏センター内2F事務所	本社	埼玉県川口市緑町8-24	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないこと及び死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年10月3日及び同年10月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	18	2
20250701	株式会社 プロスタッフ(法人番号4130001038849)代表者:井上 徹也	京都府京田辺市薪長尾谷22-8	横浜	神奈川県横浜市港北区新羽町2073	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月25日及び同年11月8日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8
20250701	東群運送 株式会社(法人番号9070001005000)代表者:原 卓也	群馬県佐波郡玉村町上福島731-3	前橋南インター	群馬県佐波郡玉村町大字上福島731-3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	労働局からの通報を端緒として、令和6年7月25日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	2	2
20250701	法成寺運輸 株式会社(法人番号7240002042943)代表者:岩木 信之	広島県福山市駅家町大字万能倉1415-2	関東	神奈川県伊勢原市下落合62-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月23日及び同年11月20日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行指示書の指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20250701	小沼 慶司	茨城県鹿嶋市大字林761	本店	茨城県鹿嶋市大字林761	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月21日、令和7年3月11日及び同年4月28日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(3)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
20250701	株式会社 雄肥産業(法人番号4462501000478)代表者:佐藤 等	北海道野付郡別海町上春別旭町9	茨城	茨城県那珂郡東海村村松414-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年4月24日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250710	トランコムDS 株式会社(法人番号6180001059161)代表者:上手 淳	愛知県名古屋市中区葵1-19-30	藤沢センター	神奈川県藤沢市石川1-5-11	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年5月27日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250715	株式会社 ルートライン ジャパン(法人番号 5012801018768)代表者: 大岩 和幸	東京都東大和市高木3 ー385ー3	本社	東京都東大和市高木3 ー385ー3 1F	輸送施設の使用停止 (240日車)、輸送の安全 確保命令	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月27日及び同年7月25日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)	24	24
20250715	大沼 武	茨城県石岡市片野字 並木117	本店	茨城県石岡市片野字並 木117	輸送施設の使用停止 (220日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月23日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)業務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	22	22
20250715	有限会社 相神開発(法人 番号1020002030471)代表 者:相川 厚	神奈川県横浜市南区 六ツ川3ー76ー1横浜 パークタウンA棟103	本社	神奈川県横浜市栄区鍛 冶ヶ谷2ー38ー28	輸送施設の使用停止 (140日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月29日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	14	14
20250715	株式会社 鈴幸運輸(法人 番号8030001020383)代表 者:村田 晴彦	埼玉県戸田市笹目5ー 33ー18	本社	埼玉県戸田市笹目5ー3 ー18	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年6月5日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20250715	株式会社 樹本レッカー (法人番号 8150001004432)代表者: 樹本 純市	京都府木津川市州見 台7ー1ー30	東京	東京都清瀬市中里5ー1 9ー3ー301	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年5月29日及び同年6月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250715	株式会社 リアルスター (法人番号 4060001023866)代表者: 手塚 真市	栃木県鹿沼市栃窪12 27-4	本社	栃木県鹿沼市栃窪122 7-4	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年9月26日及び同年11月5日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)点検整備記録簿の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)	3	3
20250715	株式会社 CREST(法人 番号6040001104699)代表 者:峰下 史寛	千葉県野田市尾崎81 5-60	クレスト運送	千葉県野田市尾崎815 -60	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年6月25日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20250715	株式会社 インターロジス ティクス(法人番号 9070001022482)代表者: 大塚 伸明	群馬県邑楽郡板倉町 大字岩田1649-1	栃木	栃木県栃木市大平町伯 仲1755-2	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月18日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2
20250715	東京輸送 株式会社(法人 番号4030001076198)代表 者:重田 昌志	埼玉県川口市大字安 行領根岸2521-1	関宿	千葉県野田市はやま1 -5	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年4月19日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20250723	有限会社 上州屋運送店 (法人番号 3010002020892)代表者: 本間 明	東京都中央区日本橋 茅場町2-16-7	東京	東京都中央区日本橋茅 場町2-16-7	輸送施設の使用停止 (185日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月28日及び同年11月5日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(9)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	19	19
20250723	Gライン 有限会社(法人 番号4070002007545)代表 者:森下 さと子	群馬県前橋市富士見 町時沢2851-1	本社	群馬県前橋市富士見町 時沢2851-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年11月8日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	18	3
20250723	タジマ物流システム 株式 会社(法人番号 2013101004461)代表者: 大柳 博也	東京都西多摩郡日の 出町平井35-6	本社	東京都西多摩郡日の出 町平井35-6	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年10月11日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(5)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250723	有限会社 宝山物流(法人番号7050002028193)代表者:小林 秀樹	茨城県神栖市太田2891-3	本社	茨城県神栖市太田2891-3	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和6年4月19日及び同年5月1日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
20250723	SBSロジコム関東 株式会社(法人番号8010601047266)代表者:関野 茂俊	東京都新宿区西新宿8-17-1	土浦支店	茨城県かすみがうら市上稲吉東清水2044-7	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年6月7日及び同年7月26日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
20250729	株式会社 イズミコーポレーション(法人番号8030001070726)代表者:廣山 実	埼玉県東松山市大字石橋269-3	本社	埼玉県東松山市大字石橋269-3	輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月17日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	16	16
20250729	株式会社 不動運輸(法人番号6013401000685)代表者:村山 将志	東京都日野市石田2-14-4マージュ高幡不動イースト402	本社	東京都日野市石田2-14-4マージュ高幡不動イースト402	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年9月4日及び同年10月7日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	9	9
20250729	東群物流 株式会社(法人番号1070001021491)代表者:長谷川 貴信	群馬県太田市新田木崎町1153-1	本社	群馬県太田市新田木崎町1153-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月23日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)